二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁並びに郡上市役所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　山形県天童市大字山元字日向坂二一九五・字間坂二一九六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二一九六の二から二一九六の四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字日向坂二一九五(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○経済産業省告示第百八十七号

消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十二年八月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	財団法人日本燃焼機器検査協会 神奈川県鎌倉市大船一七五一番地

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び天童市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省環境省告示第十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第三条第一項第一号ロの規定に基づき、電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

平成二十二年八月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

一　電気事業者が供給した電気の場合にあっては、次の表の左欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の右欄に掲げる数値とする。

北海道電力株式会社	0.588
東北電力株式会社	0.469
東京電力株式会社	0.418
中部電力株式会社	0.455
北陸電力株式会社	0.550
関西電力株式会社	0.355
中国電力株式会社	0.674
四国電力株式会社	0.378
九州電力株式会社	0.374
沖縄電力株式会社	0.946
イーレックス株式会社	0.462
出光グリーンパワー株式会社	0.204
エネサーブ株式会社	0.422
荏原環境プラント株式会社	0.562
王子製紙株式会社	0.444
オリックス株式会社	0.667
株式会社エネット	0.436
株式会社F―Power	0.352
株式会社G―Power	0.005
サミットエナジー株式会社	0.505
GTFグリーンパワー株式会社	0.767
JENホールディングス株式会社	0.674
昭和シェル石油株式会社	0.809
新日鐵エンジニアリング株式会社	0.759